

# 第4回伊奈町まちづくり基本条例検討委員会資料

次 第	
1	開 会
2	委員長あいさつ
3	議 題 (1) 伊奈町まちづくり基本条例素案の検討について
4	そ の 他
5	閉 会

令和6年7月1日（月）  
午後1時半から  
伊奈町役場3階 第1会議室



# 伊奈町まちづくり基本条例 令和5年度の進捗状況・令和6年度の予定

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局					議会報告 (9月議会全協)	議員意見照会 (9/20-10/31)						
検討委				第2回 検討 委員会							第3回 検討 委員会	
懇話会		第2回 懇話会		第3回 懇話会		第4回 懇話会	検討委への 提言書提出	最終				
令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局				議会事務局 との調整	議会報告 (9月議会全協)	町民 コメント		法規 審査委	上程・ 議決	条例 施行		
検討委				第4回 検討 委員会				第5回 検討 委員会	最終条例 素案決定			
懇話会		条例素案決定			議員意見照会 (R5実施)を 踏まえての報告				最終条例案 報告			

# 第3回検討委員会(R6.2.14開催)でのご意見等(1/4)

## (1) 検討委員会のご意見①

項目	委員からのご意見	素案への反映
全般	・苦勞して、考えて説明していることはわかった。ただ、結果だけ見るとどこにも <u>議員の意見が反映されていない</u> 。条例を理解させるには、 <u>まだ訂正、歩み寄りが少ない印象</u> 。	以下の条文に反映 (修正) 済み ・第6条 ・第12条 (※) ・第13条 (旧第14条)
	・ <u>議会側の意見と乖離が大きい</u> 。時間が許すのであれば議員とすり合わせをしてほしい。	
	・ <u>議員の意見反映が少ない</u> とは思いますが、三者の協働は必要なことなので上手く理解してもらうよう議員へ説明が必要。	

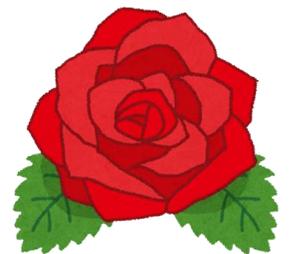
### 修正の考え方①

(※)旧第12条(議会の責務)と旧第13条(議員の責務)を統合

- 素案中、町の既存条例等（伊奈町議会基本条例等）の規定と同様のことを謳った規定事項については、「当該条例等で定めるところによる」こととする。

#### 【例】第6条（情報共有の原則）

修正前	修正後
(情報共有の原則) 第6条 町民、町及び <b>議会</b> は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。	(情報共有の原則) 第6条 町民及び町は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。 <b>2 議会における情報共有の原則については、議会基本条例(平成25年条例第22号。以下「議会基本条例」という。)第12条で定めるところによる。</b>



# 第3回検討委員会(R6.2.14開催)でのご意見等(2/4)

## 修正の考え方②

- 「修正の考え方①」に基づき、第5条（町民参加と協働の原則）については、町の既存条例である伊奈町議会基本条例第5条（町民参加及び町民との連携）の規定を踏まえ、第1項において「町民」と「町」に係る原則を規定した上で、「議会」については第2項において「議会における町民参加と協働の原則については、伊奈町議会基本条例第5条で定めるところによる」等と修正することも考えられる。
- 一方で、当該原則は、本条例の制定目的「町民、町及び議会の三者の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現する」上で、本条例における各種規定の中でも根幹となるものであり、まちづくり基本条例における基本的な概念であると言える。
- さらに、協働とは、三者が「それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で共に考え、共通の目標に向けて協力しあうこと」と定義しているところ、これら協働に関する三者の位置付け・取組の姿勢について、三者間に乖離があることは望ましくないことから、まちづくりにおける基本的な考え方である「協働の原則」を規定する上でも、三者間で表現を変えることは想定されない。

⇒ 第5条(町民参加と協働の原則)については、修正は行わないこととしたい

# 第3回検討委員会(R6.2.14開催)でのご意見等(3/4)

## (2) 事務局による見直し①

項目	見直しの理由・内容
第11条	・資料3ページ「修正の考え方①」を踏まえ、当該条項（職員の責務）中、町の既存規程である「伊奈町職員服務規程」の規定と同様のことを謳っている箇所については、「当該規程で定めるところによる」こととする。

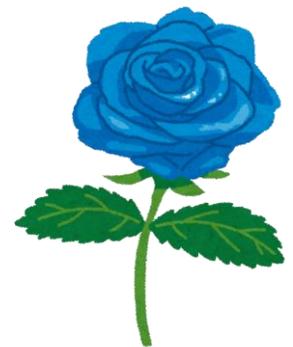
### 第11条（職員の責務）

修正前	修正後
<p>（職員の責務） 第11条 全ての職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 全ての職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。</p>	<p>（職員の責務） 第11条 全ての職員は、<b>積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。</b></p> <p>2 <b>前項のほか、職員の責務については、伊奈町職員服務規程（昭和53年3月25日規程第2号）で定めるところによる。</b></p>

#### 【参考】伊奈町職員服務規程（抄）

##### （服務の原則）

第2条 職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実公正に職務を遂行しなければならない。



# 第3回検討委員会(R6.2.14開催)でのご意見等(4/4)

## (2) 事務局による見直し②

項目	見直しの理由・内容
第16条	・規定内容が第5条（町民参加と協働の原則）と重複するとの検討委員会・懇話会におけるご意見を踏まえ、 <u>第16条（町民参加と協働の推進）を削除</u> するもの。

第5条	第16条
（町民参加と協働の原則） 第5条 町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。	（町民参加と協働の推進） 第16条 町及び議会は、まちづくりに関して、町民参加の機会を保障しなければならない。

### 【検討委員会・懇話会におけるご意見（抜粋）】

- ・5条、16条の内容がほぼ同じだがどうなのか。（第2回検討委員会）
- ・5条と16条は似ているという検討委員会の意見がある。（第3回懇話会）
- ・第5条と第16条の関係性をもう一度確認したい。（第4回懇話会）

## (2) 事務局による見直し③

項目	見直しの理由・内容
附則	・ <u>令和6年4月1日</u> としてきた本条例の施行日について、制定スケジュールの見直し（令和6年3月議会⇒令和6年12月議会での上程）を踏まえ、施行日を <u>令和7年1月1日</u> とするもの。